

改正

平成26年 7 月11日要綱第40号
平成28年 3 月31日要綱第31号
平成28年 4 月 1 日要綱第 9 号
平成29年 2 月 1 日要綱第 2 号
平成29年 4 月 1 日要綱第31号
平成30年 4 月 1 日要綱第16号
平成31年 4 月 1 日要綱第51号
令和元年10月 9 日要綱第114号
令和 2 年 4 月 1 日要綱第42号
令和 3 年 6 月 1 日要綱第31号
令和 7 年 4 月 1 日要綱第82号

岩国市住宅・建築物耐震化促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、岩国市耐震改修促進計画（平成20年 3 月策定）に基づき、既存住宅・建築物の地震及び土砂災害に対する安全性の向上を図り、災害に強いまちづくりを推進するため、市内に存する住宅・建築物の耐震化促進事業を実施する者に対し、予算の範囲内で住宅・建築物耐震化促進事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、岩国市補助金等交付規則（平成18年規則第53号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。ただし、第 1 号から第 4 号まで及び第15号に規定するものについては、国、地方公共団体、独立行政法人その他公の機関が所有するものを除く。

- (1) 木造住宅 昭和56年 5 月31日以前に着工された一戸建ての住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（住宅の用に供する部分の床面積が延べ床面積の 2 分の 1 を超えるものに限る。）を含む。）のうち、在来軸組工法、桝組壁工法又は伝統工法によるもので、階数が 3 以下のものをいう。
- (2) 共同住宅 昭和56年 5 月31日以前に着工された共同住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（住宅の用に供する部分の床面積が延べ床面積の 2 分の 1 を超えるものに限る。）を含む。）のうち、延べ床面積が1,000平方メートル以上であり、かつ、地階を除く階数が原則として 3 以上のものをいう。
- (3) 多数利用建築物（次号の緊急輸送道路沿道建築物を除く。） 昭和56年 5 月31日以前に着工された建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）第14条第 1 号に掲げる建築物のうち、次に掲げる建築物をいう。

ア 幼稚園、幼保連携型認定こども園又は保育所で、階数が 2 以上、かつ、床面積の合計が500平方メートル以上のもの

イ 小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校（前期課程に限る。）で、階数が2以上、かつ、床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの

ウ 高等学校又は中等教育学校（後期課程に限る。）で、階数が3以上、かつ、床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの

エ 老人ホーム、老人短期入所施設、老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもので、階数が2以上、かつ、床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの

オ 病院又は診療所で、階数が3以上、かつ、床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの

(4) 緊急輸送道路沿道建築物 昭和56年5月31日以前に着工された耐震改修促進法第14条第3号に掲げる建築物（木造住宅を除く。）で、岩国市耐震改修促進計画に定める地震発生時の閉塞を防ぐべき道路の沿道建築物をいう。

(5) 避難路 岩国市耐震改修促進計画に定める避難路をいう。

(6) ブロック塀等 組積造の塀（補強コンクリートブロック造の塀を含む。）で、道路路面からの高さが60センチメートルを超えるものをいう。

(7) 建築士 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条に規定する一級建築士、二級建築士又は木造建築士の資格を有する者をいう。

(8) 建築士事務所 建築士法第23条に規定する登録を受けた建築士事務所をいう。

(9) 耐震判定委員会 既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会に登録されている耐震判定委員会をいう。

(10) 木造住宅耐震改修事業 木造住宅の耐震性向上を目的として、耐震改修設計、工事監理及び耐震改修工事を実施する事業をいう。

(11) 共同住宅耐震診断事業 共同住宅について、地震に対する安全性を評価する事業をいう。

(12) 多数利用建築物耐震診断事業 多数利用建築物について、地震に対する安全性を評価する事業をいう。

(13) 緊急輸送道路沿道建築物耐震診断事業 緊急輸送道路沿道建築物について、地震に対する安全性を評価する事業をいう。

(14) 緊急輸送道路沿道建築物耐震改修事業 緊急輸送道路沿道建築物について、耐震改修工事を実施する事業をいう。

(15) 土砂災害対策改修事業 既存の建築物について、土砂災害に対して安全な構造となるよう外壁の改修、塀の設置等を実施する事業をいう。

(16) 避難路沿道ブロック塀等除却事業 避難路の沿道に存するブロック塀等について、除却工事を実施する事業をいう。

（補助対象事業）

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次のいずれかに該当する事業とする。ただし、同一の住宅・建築物について、山口県又は岩国市から他の助成金、資金貸付、利子補給金等を受けている場合及び過去に同一事業の補助金を受けている場合は、補助対象事業としないものとする。

(1) 次に掲げる要件を全て満たす木造住宅耐震改修事業

ア 一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める一般診断法又は精密診断法（時刻歴応答計算による方法を除く。）に基づく耐震診断により上部構造評点が1.0未満とされた木造住宅を改修後1.0以上とする耐震改修であること。

イ アに示す上部構造評点は、建築士事務所に所属する建築士の評価により算出されたものであること。

(2) 次に掲げる要件を全て満たす共同住宅耐震診断事業、多数利用建築物耐震診断事業及び緊急輸送道路沿道建築物耐震診断事業

ア 建築士事務所に所属する建築士が評価する耐震診断であること。この場合において、建築士は、建築士法第3条から第3条の3までに規定する設計又は工事監理をすることができる建築物の範囲を超えてはならない。

イ 「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（平成18年1月25日国土交通省告示第184号。以下「基本的な方針」という。）に基づく耐震診断であること。

ウ 耐震判定委員会による判定を受けた耐震診断であること。

(3) 次に掲げる要件を全て満たす緊急輸送道路沿道建築物耐震改修事業

ア 構造が耐震上著しく危険であると認められる建築物、又は劣化が進んでおり、そのまま放置すれば耐震上著しく危険となると認められる建築物の耐震改修であること。

イ 耐震改修促進法に基づく指導を受けた建築物で、建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく耐震改修に係る命令を受けていないものの耐震改修であること。

ウ 基本的な方針に基づく耐震診断の結果、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性があると評価された建築物を、倒壊し、又は崩壊する危険性が低いと評価される建築物とする耐震改修であること。ただし、国土交通大臣が基本的な方針に基づく指針の一部又は全部と同等以上の効力を有すると認める方法によって評価する場合においては、当該方法によるものとする。

エ ウの評価は、建築士事務所に所属する建築士が評価する耐震診断であること。この場合において、建築士は、建築士法第3条から第3条の3までに規定する設計又は工事監理をすることができる建築物の範囲を超えてはならない。

オ 補強設計（建て替えを行う場合に必要な図書の作成を除く。）について、耐震判定委員会による判定を受けた耐震改修であること。

(4) 次に掲げる要件を全て満たす土砂災害対策改修事業

ア 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域内の建築物であること。

イ 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第80条の3の規定に適合しない建築物であること。

ウ 建築基準法施行令第80条の3の規定に適合させる改修工事であること。

エ 建築士事務所に所属する建築士により構造設計及び工事監理が行われた土砂災害対策改修であること。

(5) 次に掲げる要件を全て満たす避難路沿道ブロック塀等除却事業

ア 避難路の沿道に存するブロック塀等を全て除却するものであること。

イ 既存のブロック塀等について、基本的な方針に基づく耐震診断又は構造に応じた点検表（別表第1又は別表第2）による点検の結果、倒壊の危険性があると判断されたものであること。

（補助対象者）

第4条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- （1）登記簿に前条の事業を行う住宅・建築物の所有者として登記されている者（未登記の場合にあつては、家屋補充課税台帳に所有者として登録されている者）又はその相続人
- （2）岩国市の市税を滞納していない者
- （3）岩国市暴力団排除条例（平成23年条例第21号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でない者
- （4）複数の共有者（相続人を含む。以下同じ。）がいる場合にあつては、他の共有者から異議があつた場合に責任を持って解決することを確約できる者

（補助金の額等）

第5条 補助金の額は、次に定めるとおりとする。

- （1）木造住宅耐震改修事業

ア 補助対象額は、1戸当たり143万7,500円（消費税及び地方消費税を除く。）を限度とする。

イ 補助金の交付額は、耐震改修工事に要する経費（耐震改修設計及び工事監理に要する経費を除く。）の5分の4以内とし、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。ただし、独立行政法人住宅金融支援機構による高齢者向け耐震改修融資への利子補給制度（以下「利子補給制度」という。）を利用して耐震改修工事を行う場合は、当該切り捨てた後の額の2分の1以内とし、1,000円未満の端数は切り上げるものとする。

- （2）共同住宅及び多数利用建築物耐震診断事業

ア 補助対象額は、1棟当たり150万円（消費税及び地方消費税を除く。）、かつ、次に定める額を限度とする。

（ア）延べ面積1,000平方メートル以内の部分 1平方メートル当たり3,670円

（イ）延べ面積1,000平方メートルを超えて2,000平方メートル以内の部分 1平方メートル当たり1,570円

（ウ）延べ面積2,000平方メートルを超える部分 1平方メートル当たり1,050円

イ 補助金の交付額は、補助対象額の3分の2以内とし、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。

- （3）緊急輸送道路沿道建築物耐震診断事業

ア 補助対象額は、1棟当たり300万円（消費税及び地方消費税を除く。）、かつ、次に定める額を限度とする。

（ア）延べ面積1,000平方メートル以内の部分 1平方メートル当たり3,670円

（イ）延べ面積1,000平方メートルを超えて2,000平方メートル以内の部分 1平方

メートル当たり1,570円

(ウ) 延べ面積2,000平方メートルを超える部分 1平方メートル当たり1,050円

イ 補助金の交付額は、補助対象額の3分の2以内とし、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。

(4) 緊急輸送道路沿道建築物耐震改修事業

ア 補助対象額は、1棟当たり1,200万円（消費税及び地方消費税を除く。）、かつ1平方メートル当たり5万1,200円を限度とする。

イ 補助金の交付額は、補助対象額の3分の2以内とし、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。

(5) 土砂災害対策改修事業

ア 補助対象額は、1棟当たり336万円（消費税及び地方消費税を除く。）を限度とする。

イ 補助金の交付額は、補助対象額の100分の23以内とし、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。

(6) 避難路沿道ブロック塀等除却事業

ア 補助対象額は、1か所当たり225,000円（消費税及び地方消費税を除く。）、かつ、1メートル当たり2万円（消費税及び地方消費税を除く。）を限度とする。

イ 補助金の交付額は、補助対象額の3分の2以内とし、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。

2 同一の補助対象者への補助金の交付は、1会計年度につき1回限りとする。

（交付の申請等）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象事業に着手する前に、次に掲げる書類を市長に提出するものとする。

(1) 岩国市住宅・建築物耐震化促進事業費補助金交付申請書（様式第1-1号、様式第1-2号、様式第1-3号、様式第1-4号又は様式第1-5号）

(2) 岩国市住宅・建築物耐震化補助対象事業実施計画書（様式第2-1号、様式第2-2号、様式第2-3号、様式第2-4号又は様式第2-5号）

(3) 【リ・バース60】耐震改修利子補給制度利用対象証明書発行申請書（様式第3号）
（利子補給制度を利用して改修を行う場合に限る。）

2 市長は、前項の申請があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）をし、岩国市住宅・建築物耐震化促進事業費補助金交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

3 市長は、利子補給制度を利用した耐震改修工事に係る申請について、交付決定をしたときは、【リ・バース60】耐震改修利子補給制度利用対象証明書（様式第5-1号及び様式第5-2号）を申請者に発行するものとする。

（事業の着手）

第7条 前条第2項の規定により交付決定を受けた者（以下「補助対象事業者」という。）が補助対象事業に着手する時期は、交付決定後とする。

（事業の変更等）

第8条 補助対象事業者が交付決定を受けた後、補助対象事業の内容を変更しようとする

ときに市長に提出する書類は、岩国市住宅・建築物耐震化促進事業変更申請書（様式第6号）とする。

（補助金の額の変更の通知）

第9条 市長は、前条の申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、交付決定額を変更する必要があると認めるときは、岩国市住宅・建築物耐震化促進事業費補助金交付変更通知書（様式第7号）により、補助対象事業者に通知するものとする。

（事業の中止）

第10条 補助対象事業者が交付決定を受けた後、補助対象事業を中止しようとするときに市長に提出する書類は、岩国市住宅・建築物耐震化促進事業中止届（様式第8号）とする。

（事業の完了報告）

第11条 補助対象事業者が補助対象事業を完了したときに市長に提出する書類は、岩国市住宅・建築物耐震化促進事業完了報告書（様式第9－1号、様式第9－2号又は様式第9－3号）とし、提出の期限は、完了の日から起算して30日以内又は交付決定の日が属する会計年度の3月20日のいずれか早い日までとする。

2 市長は、前項の報告があった場合において、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、岩国市住宅・建築物耐震化促進事業費補助金確定通知書（様式第10号）により、補助対象事業者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第12条 前条第2項の規定による通知を受けた補助対象事業者が補助金の交付を受けようとするときに市長に提出する書類は、岩国市住宅・建築物耐震化促進事業費補助金交付請求書（様式第11号）とする。

（交付決定の取消し等）

第13条 市長は、補助対象事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1） 申請書その他提出書類の内容に偽りがあったとき。

（2） 前号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、補助対象事業者に対し、岩国市住宅・建築物耐震化促進事業費補助金交付決定取消通知書（様式第12号）により、通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定による取消しに関し、既に補助金が交付されているときは、補助対象事業者に対し岩国市住宅・建築物耐震化促進事業費補助金返還命令書（様式第13号）により、補助金の返還を命ずるものとする。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

（岩国市木造住宅耐震化促進事業補助金交付要綱等の廃止）

2 次に掲げる要綱は廃止する。

(1) 岩国市木造住宅耐震化促進事業補助金交付要綱（平成20年5月1日制定）

(2) 岩国市緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業補助金交付要綱（平成22年4月1日制定）

附 則（平成26年7月11日要綱第40号）

この要綱は、平成26年7月11日から施行する。

附 則（平成28年3月31日要綱第31号）

この要綱は、平成28年3月31日から施行する。

附 則（平成28年4月1日要綱第9号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年2月1日要綱第2号）

この要綱は、平成29年2月1日から施行する。

附 則（平成29年4月1日要綱第31号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年4月1日要綱第16号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月1日要綱第51号）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年10月9日要綱第114号）

この要綱は、令和元年10月9日から施行する。

附 則（令和2年4月1日要綱第42号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年6月1日要綱第31号）

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

附 則（令和7年4月1日要綱第82号）

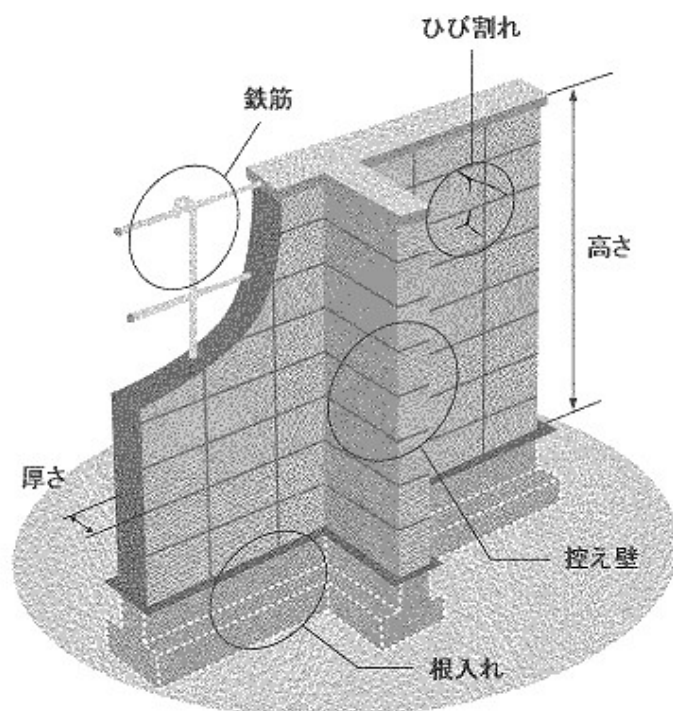
この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第 1 (第 3 条関係) 補強コンクリートブロック造の塀の点検表

	点検項目	点検内容	点検結果	
			適合	不適合
1	高さ	2. 2m以下	☐ はい	☐ いいえ
2	壁の厚さ	高さ2mを超える塀で15 cm以上	☐ はい	☐ いいえ
		高さ2m以下の塀で10 cm以上	☐ はい	☐ いいえ
3	控え壁 (高さが1. 2mを 超える場合)	3. 4m以内ごとに、鉄筋が入った控え壁が塀の高さの1 ／5以上突出してある。	☐ はい	☐ いいえ
4	基礎	鉄筋コンクリート造の基礎がある。	☐ はい	☐ いいえ
		丈は35 cm以上で、根入れの深さが30 cm以上 (高さが1. 2mを超える場合に限る。)	☐ はい	☐ いいえ
5	傾き、ひび割れ	全体的に傾いていない、かつ、ひび割れがない。	☐ はい	☐ いいえ
6	鉄筋	壁内に径9mm以上の鉄筋が縦横80cm以内で入っている。	☐ はい	☐ いいえ
		縦筋は、壁頂部及び基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれ かぎ掛けされている。	☐ はい	☐ いいえ
評価		6項目のうち、1つでも不適合があれば、倒壊の危険性あり		

※分からない場合は不適合とする。

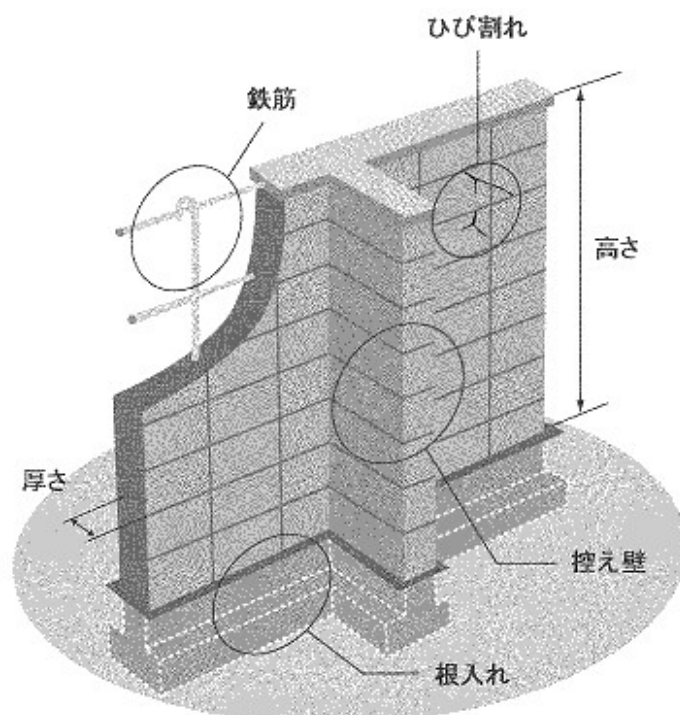
※鉄筋が入っていないことが明らかな場合は、別表第 2 「組積造の塀の点検表」を使用すること。



別表第 2（第 3 条関係） 組積造の塀の点検表

	点検項目	点検内容	点検結果	
			適合	不適合
1	高さ	1. 2 m以下	☐ はい	☐ いいえ
2	壁の厚さ	各部分の厚さが、その部分から壁頂までの垂直距離の 1 / 1 0 以上ある。	☐ はい	☐ いいえ
3	控え壁	4 m 以内ごとに、壁面からその部分における壁の厚さの 1. 5 倍以上突出している。	☐ はい	☐ いいえ
		壁の厚さが必要寸法（上記 2 の寸法）の 1. 5 倍以上ある。	☐ はい	☐ いいえ
4	基礎	根入れの深さが 2 0 cm 以上ある。	☐ はい	☐ いいえ
5	傾き、ひび割れ	全体的に傾いていない、かつ、ひび割れがない。	☐ はい	☐ いいえ
評価		5 項目のうち、1 つでも不適合があれば、倒壊の危険性あり		

※分からない場合は不適合とする。



様式第 1－1 号（第 6 条関係）

木造住宅耐震改修事業用

岩国市住宅・建築物耐震化促進事業費補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）

岩国市長 様

申請者 住所
氏名
（電話番号）

岩国市住宅・建築物耐震化促進事業費補助金について、次のとおり補助金の交付を申請します。

1 補 助 年 度	年度
2 対象住宅所在地	岩国市
3 対象住宅の用途	☐ 専用住宅 ☐ 併用住宅（ ☐ 店舗 ☐ 事務所 ☐ その他）
4 補 助 金 交 付 申 請 額	円
5 着 手 予 定 及 び 完了予定年月日	着手予定 年 月 日 完了予定 年 月 日
6 添 付 書 類	(1) 対象住宅の所有者及び建築時期の分かる書類 （登記事項証明書、建築確認済証、固定資産評価証明書等） (2) 耐震診断の結果の写し (3) 耐震診断を行った建築士の免許証の写し及び当該建築士の 所属する建築士事務所が都道府県知事による登録を受けてい ることが分かる書類の写し (4) 耐震補強工事の内容が分かる図面 (5) 耐震補強後の設計上部構造評点を確認する補強計画書 (6) 耐震改修事業費の見積書の写し（耐震改修設計及び工事監 理に要する経費を除く。） ※リフォーム等の対象外工事を併せて行う場合においては、 耐震改修に要する部分の内訳 (7) 市税の滞納がないことの証明（完納証明書） (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類 なお、本市の耐震診断補助により耐震診断を行った場合にお いては、(1)(2)(3)は省略できます。

（裏面へ続く）

誓約事項

- 1 私は、岩国市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 21 号）に規定する暴力団員ではありません。
- 2 私は、岩国市暴力団排除条例に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者ではありません。

本件責任者氏名

本件担当者氏名

連絡先

岩国市住宅・建築物耐震化促進事業費補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）

岩国市長 様

申請者 住所

氏名

（電話番号）

岩国市住宅・建築物耐震化促進事業費補助金について、次のとおり補助金の交付を申請します。

1 補 助 年 度	年度
2 対 象 建 築 物 の 所 在 地	岩国市
3 対 象 建 築 物 の 区 分	☐ 共同住宅 ☐ 多数利用建築物 （建築物の用途： ） ☐ 緊急輸送道路沿道建築物
4 補 助 金 交 付 申 請 額	円
5 着 手 予 定 及 び 完了予定年月日	着手予定 年 月 日 完了予定 年 月 日
6 添 付 書 類	(1) 対象建築物の所有者及び建築時期の分かる書類 （登記事項証明書、建築確認済証、固定資産評価証明書等） (2) 耐震診断費の見積書の写し (3) 対象建築物の位置図、平面図、断面図（階数が分かるもの） (4) 市税の滞納がないことの証明（完納証明書） (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

誓約事項

- 1 私は、岩国市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 21 号）に規定する暴力団員ではありません。
- 2 私は、岩国市暴力団排除条例に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者ではありません。

本件責任者氏名

本件担当者氏名

連絡先

岩国市住宅・建築物耐震化促進事業費補助金交付申請書

年 月 日

(宛先)

岩国市長 様

申請者 住所
氏名
(電話番号)

岩国市住宅・建築物耐震化促進事業費補助金について、次のとおり補助金の交付を申請します。

1 補 助 年 度	年度
2 対 象 建 築 物 の 所 在 地	岩国市
3 補 助 金 交 付 申 請 額	円
4 着 手 予 定 及 び 完了予定年月日	着手予定 年 月 日 完了予定 年 月 日
5 添 付 書 類	(1) 対象住宅の所有者及び建築時期の分かる書類 (登記事項証明書、建築確認済証、固定資産評価証明書等) (2) 耐震診断の結果の写し (3) 対象建築物の位置図、平面図、断面図（階数が分かるもの） (4) 耐震改修工事の内容が分かる図面 (5) 耐震改修事業費（工事費）の見積書の写し（リフォーム等の対象外工事を併せて行う場合においては、耐震改修に要する部分の内訳） (6) 耐震改修後の耐震指標等を確認する補強計画書 (7) 耐震改修の結果地震に対して安全な構造となると認める書類の写し (8) 耐震判定委員会による判定書等の写し (9) 市税の滞納がないことの証明（完納証明書） (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類 なお、本市の耐震診断補助により耐震診断を行った場合においては、(1)(2)(3)は省略できます。

(裏面へ続く)

誓約事項

- 1 私は、岩国市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 21 号）に規定する暴力団員ではありません。
- 2 私は、岩国市暴力団排除条例に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者ではありません

本件責任者氏名

本件担当者氏名

連絡先

様式第 1－4 号（第 6 条関係）

土砂災害対策改修事業用

岩国市住宅・建築物耐震化促進事業費補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）
岩国市長 様

申請者 住所
氏名
（電話番号）

岩国市住宅・建築物耐震化促進事業費補助金について、次のとおり補助金の交付を申請します。

1 補 助 年 度	年度
2 対 象 建 築 物 の 所 在 地	岩国市
3 補 助 金 交 付 申 請 額	円
4 着 手 予 定 及 び 完了予定年月日	着手予定 年 月 日 完了予定 年 月 日
5 添 付 書 類	(1) 対象建築物の所有者及び建築時期の分かる書類 （登記事項証明書、建築確認済証、固定資産評価証明書等） (2) 区分所有されている建築物にあっては、補助対象建築物の 管理を行う団体の総会の決議書 (3) 建築物の付近見取図、配置図（土砂災害特別警戒区域内で あることが分かる図を含む。）、各階平面図、立面図、断面図、 構造図、建築基準法施行令第 80 条の 3 の規定への適合検討書 及び現況外観写真 (4) 建築基準法の規定による確認済証の写し（確認の申請が必要 な場合に限る。） (5) 土砂災害対策改修費に係る工事費の見積書の写し（リフォーム等 の対象外工事を併せて行う場合においては、土砂災害 対策改修に要する部分の内訳） (6) 土砂災害対策改修に係る構造計算を行った建築士の免許証 の写し及び当該建築士の所属する建築士事務所が都道府県知 事による登録を受けていることが分かる書類の写し (7) 市税の滞納がないことの証明（完納証明書） (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（裏面へ続く）

誓約事項

- 1 私は、岩国市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 21 号）に規定する暴力団員ではありません。
- 2 私は、岩国市暴力団排除条例に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者ではありません

本件責任者氏名

本件担当者氏名

連絡先

様式第 1－5 号（第 6 条関係）

ブロック塀等除却事業用

岩国市住宅・建築物耐震化促進事業費補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）

岩国市長 様

申請者 住所
氏名
（電話番号）

岩国市住宅・建築物耐震化促進事業費補助金について、次のとおり申請します。

1 補 助 年 度	年度
2 ブロック塀等の 所 在 地	
3 塀 の 構 造	☐ 組積造（石積み） ☐ 組積造（レンガ積み） ☐ 組積造（コンクリートブロック積み） ☐ 組積造（その他の構造 < _____ > ） ☐ 補強コンクリートブロック造
4 建 築 年 次	年 月
5 補助金対象事業費	円（千円未満の端数切捨て） （消費税及び地方消費税相当額を除く。）
6 補助金交付申請額	円（千円未満の端数切捨て）
7 添 付 書 類	(1) 除却工事費の見積書の写し（工事費（対象外の除却工事又は除却工事以外の工事を合わせて行う場合は、対象となる除却工事に要する部分の内訳）が分かるもの） (2) 位置図 (3) 現況写真（申請対象として除却するブロック塀等の全景、ブロック塀等の高さ、幅が分かるもの） (4) ブロック塀等が存する敷地の所有者が分かる書類の写し（登記事項証明書又は固定資産評価証明書等） (5) ブロック塀等が存する敷地に共有者がいる場合又はブロック塀等の存する敷地の所有者以外が申請する場合は、補助事業の実施に係る同意書

（裏面へ続く）

- | |
|---|
| (6) 危険なブロック塀等の延長、高さの現況と撤去範囲が分かる図面 |
| (7) 補強コンクリートブロック造の場合は「別表第1」、組積造の場合は「別表第2」の点検表 |
| (8) 市税の滞納がないことの証明（完納証明書等） |
| (9) 相手方登録申請書【既に相手方登録がされている場合は不要】 |
| (10) 預金通帳の写し（銀行名・支店名・種別・口座番号・口座名義人・フリガナが確認できるページ） |
| (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類 |

また、次の誓約事項に相違ないことを誓約するとともに、その確認のため担当課職員が必要な官公署への照会を行うことについて承諾します。

誓約事項

- | |
|--|
| 1 私は、岩国市暴力団排除条例（平成23年条例第21号）に規定する暴力団員ではありません。 |
| 2 私は、岩国市暴力団排除条例に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者ではありません。 |
| 3 撤去するブロック塀等は、私が所有するものであり、撤去後に他の共有者や利害関係者との間でトラブルが生じた場合、自身の責任で解決します。 |
| 4 ブロック塀等の除却工事により生じた廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律を遵守し、適切に処理します。 |
| 5 ブロック塀等の撤去後、新たに塀等を設置する場合は、建築基準法その他関係法令に適合し、安全性を確保するものとします。 |

本件責任者氏名

本件担当者氏名

連絡先

岩国市住宅・建築物耐震化補助対象事業実施計画書

(申請者：)

1 建築年月日	明治・大正・昭和 年 月 日			
2 対象住宅の工法	☐ 在来軸組工法 ☐ 枠組壁工法 ☐ 伝統工法			
3 対象住宅の規模 (床面積)	階	住宅部分	住宅以外の部分	合計
	1階	m ²	m ²	m ²
	2階	m ²	m ²	m ²
	3階	m ²	m ²	m ²
	合計	(A) m ²	m ²	(B) m ²
	(A) ÷ (B) = %			
4 耐震診断の結果	(1) 上部構造評点 点 ☐ 一般診断 ☐ 精密診断			
	(2) 最も評点の低かった項目 ☐ 地盤 ☐ 基礎 ☐ 建物形状 ☐ 軸組(☐ 老朽 ☐ 壁配置 ☐ 壁量)			
5 耐震診断結果に基づき、補強計画を作成した耐震診断員	氏名	受講番号：第 号 () 建築士 () 登録第 号		
	建築士事務所名	() 建築士事務所 () 知事登録 第 号		
	電話番号			
6 耐震改修の概要				
7 耐震改修事業費	円			
8 耐震改修工事後の上部構造評点	点			
9 耐震改修後の耐震診断を行う耐震診断員	氏名	受講番号：第 号 () 建築士 () 登録第 号		
	建築士事務所名	() 建築士事務所 () 知事登録 第 号		
	電話番号			
10 耐震改修実施者	施工者名			
	所在地			
	電話番号			
11 今回の申請について他制度による補助金申請等の有無				

岩国市住宅・建築物耐震化補助対象事業実施計画書

(申請者:)

1 建築年月日	明治・大正・昭和 年 月 日			
2 対象建築物の構造	☐ S造 ☐ RC造 ☐ SRC造 ☐ 木造			
3 対象建築物の規模	階数	階	延べ面積	m ²
4 耐震診断実施者	氏名	()建築士()登録第 号		
	建築士事務所名	()建築士事務所 ()知事登録第 号		
	所在地			
	電話番号			
5 補助金交付申請額の算出方法	(1) 耐震診断に要する費用(消費税及び地方消費税相当額を除く。) _____円 (2) 基準額(延べ面積×基準単価) <1,000 m²以内の部分> _____m² × 3,600円 = _____円 <1,000 m²を超え2,000 m²以内の部分> _____m² × 1,540円 = _____円 <2,000 m²を超える部分> _____m² × 1,030円 = _____円 <合計額> _____円 (3) (1)と(2)のいずれか少ない額 _____円…(A) (4) (A) × 2/3 = _____円…(B) (1,000円未満切捨て) (5) 共同住宅及び多数利用建築物の場合は(B)と1,000,000円、 緊急輸送道路沿道建築物の場合は(B)と2,000,000円のいずれか少ない額 _____円			
6 今回の申請について他制度による補助金申請等の有無				

様式第 2－3 号（第 6 条関係）

緊急輸送道路沿道建築物耐震改修事業用

岩国市住宅・建築物耐震化補助対象事業実施計画書

（申請者： ）

1 建築年月日	明治・大正・昭和 年 月 日			
2 対象建築物の構造	☐ S 造 ☐ R C 造 ☐ S R C 造			
3 対象建築物の規模	階 数	階	延床面積	m ²
4 耐震診断の結果	(1) 構造耐震指標及び保有水平耐力に係る指標 I s = q =			
	(2) 耐震診断の方法 ☐ 既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準（（一財）日本建築防災協会） ☐ その他（ ）			
5 耐震診断を実施した耐震診断員	氏 名	受講番号：第 号 () 建築士 () 登録第 号		
	建築士事務所名	() 建築士事務所 () 知事登録 第 号		
	電話番号			
6 耐震改修の概要				
7 耐震改修工事後の構造耐震指標及び保有水平耐力に係る指標	I s = q =			
8 耐震改修事業費	円			
9 耐震改修後の耐震診断を行う耐震診断員	氏 名	受講番号：第 号 () 建築士 () 登録第 号		
	建築士事務所名	() 建築士事務所 () 知事登録 第 号		
	電話番号			
10 耐震改修実施者	施工者名			
	所在地			
	電話番号			
11 今回の申請について他制度による補助金申請等の有無				

岩国市住宅・建築物耐震化補助対象事業実施計画書

（申請者： ）

1	建築年月日	明治・大正・昭和 年 月 日			
2	対象建築物の構造	☐ S 造 ☐ R C 造 ☐ S R C 造 ☐ 木造			
3	対象建築物の規模	階 数	階	延床面積	m ²
4	土砂災害対策改修の内容	☐ 外壁補強 ☐ 門・塀の築造			
5	土砂災害対策改修の概要				
6	構造設計を実施した建築士	氏 名	() 建築士 () 登録第 号		
		建 築 士 事務所名	() 建築士事務所 () 知事登録 第 号		
		電話番号			
7	土砂災害対策改修事業費	円			
8	土砂災害対策改修実施者	施工者名			
		所 在 地			
		電話番号			
9	今回の申請について他制度による補助金申請等の有無				

様式第 2－5 号（第 6 条関係）

ブロック塀等除却事業用

岩国市住宅・建築物耐震化補助対象事業実施計画書

（申請者： ）

1 所在地			
2 建築年次	年 月		
3 塀の構造	☐ 組積造（石積み） ☐ 組積造（レンガ積み） ☐ 組積造（コンクリートブロック積み） ☐ 組積造 （その他の構造 < _____ > ） ☐ 補強コンクリートブロック造		
4 補助対象となる ブロック塀等の規模	長さ m	高さ c m	厚さ c m
5 除却工事施工者	施 工 者 名		
	所 在 地		
	電 話 番 号		
6 補助対象事業費 の 算 定	見 積 額 （ 注 ） 〔消費税及び地方消費税を除く、〕	_____円 (①)	
	除却する長さによる 算 出 額 （ 注 ）	除却するブロック塀等の長さ×20,000円／m _____円 (②)	
	補 助 対 象 事 業 費 の 上 限 額	225,000円 (③)	
	補 助 対 象 事 業 費 (注)	①、②、③のうち最小の額 _____円	
7 着手予定及び 完了予定年月日	着手予定	年 月 日	
	完了予定	年 月 日	
8 今回の申請について他制度 による補助金申請等の有無	有（制度名 _____）・ 無		

（注）補助対象事業費は、千円未満の端数を切り捨てた額を記入してください。

様式第3号（第6条関係）

年 月 日

（宛先）
岩国市長 様

【リ・パース60】耐震改修利子補給制度利用対象証明書発行申請書

【リ・パース60】耐震改修利子補給制度を利用するため、「【リ・パース60】耐震改修利子補給制度利用対象証明書」の発行を申請します。

※太枠内をご記入ください。

申請者 （【リ・パース60】のお申込人） ※【リ・パース60】のお申込人が2人の場合は、いずれかの方がご記入ください。	氏 名	フリガナ _____	押印 不要
	住 所	〒 (-)	
	TEL		
	補助申請者氏名	（【リ・パース60】のお申込人と補助事業の申請者が異なる場合のみ記載）	
改修する住宅の所在地（地名地番）			
補助事業等名			

※内容を確認の上、該当箇所にチェックをご記入ください。

誓約事項	
☐	【リ・パース60】耐震改修利子補給制度を利用するに当たって、上記補助事業等の利用要件を満たしていることを誓約します。現時点で合致していない要件につきましては、補助申請時には満たすことを誓約します。
提出書類（いずれかにチェック）	
☐	本申請書提出時点で、補助申請書類は提出済みです。
☐	本申請書提出時点では、補助申請書類を提出していないため、本申請書の提出と合わせて、補助対象であることを証明する資料（補助申請書類）を提出します。ただし、現時点では提出（取得）できない書類については、補助申請時に提出します。
承諾事項	
☐	次の①から③までの全ての事項について承諾します。
①	補助事業等の対象とならない場合、【リ・パース60】耐震改修利子補給制度の利用ができないこと。
②	【リ・パース60】の要件に合致しない場合、【リ・パース60】耐震改修利子補給制度の利用ができないこと。【リ・パース60】取扱金融機関の審査の結果、【リ・パース60】耐震改修利子補給制度の利用ができないことがあること。
③	本申請に関する情報（申請者及び補助申請者の情報を含む。）は、【リ・パース60】耐震改修利子補給制度及び補助事業等の実施のために必要な範囲で地方公共団体と住宅金融支援機構が共有すること。

（地方公共団体使用欄）

受付欄	

様式第4号（第6条関係）

岩国市住宅・建築物耐震化促進事業費補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

岩国市長

国

年 月 日付けで申請のありました岩国市住宅・建築物耐震化促進事業費補助金について、次のとおり交付決定したので通知します。

1 補助年度	年度	2 補助金の 交付決定額	円
3 補助対象 事業の種別	☐ 耐震診断 (☐ 共同住宅 ☐ 多数利用建築物 ☐ 緊急輸送道路沿道建築物) ☐ 耐震改修 (☐ 木造住宅 ☐ 緊急輸送道路沿道建築物) ☐ 土砂改修 ☐ ブロック塀等除却		
4 交付の条件	(1) 補助対象事業の内容を変更しようとするときは、市長に申請すること。 (2) 補助対象事業を中止しようとするときは、市長に申請すること。 (3) 補助対象事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助対象事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告してその指示を受けること。 (4) 補助対象事業の実施については、事故の防止に努め、特に近隣の住民に対しては、細心の注意を払うこと。 (5) 補助対象事業に関する書類は、当該事業終了年度の翌年度から起算して、10年間保存すること。 (6) 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊してはならないこと。ただし、補助対象事業者が補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合又は市長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。 (7) 岩国市補助金等交付規則（平成18年規則第53号）及び岩国市住宅・耐震化促進事業費補助金交付要綱（平成26年4月1日制定）を遵守すること。		

（裏面へ続く）

5 そ の 他	(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により、市の監査委員が、補助事業等の出納その他について監査することがあります。 (2) 地方自治法第221条第2項及び岩国市補助金等交付規則第23条の規定により、市長が補助事業等の状況を調査し、又は報告を求めることがあります。
---------	--

【リ・バース60】耐震改修利子補給制度利用対象証明書

(融資申込者名)

殿

(地方公共団体名)

岩国市長

印

年 月 日に提出された「【リ・バース60】耐震改修利子補給制度利用対象証明書発行申請書」による申請につきまして、次のとおり【リ・バース60】耐震改修利子補給制度の利用対象となることを証明します。

発行日	年 月 日	発行番号	
改修する住宅の所在地 (地名地番)			
耐震改修工事費	円		
補助事業等名			
連絡事項	本証明書の金融機関提出用は、【リ・バース60】のご契約時までに取り扱金融機関にご提出ください。ご提出されない場合、【リ・バース60】耐震改修利子補給制度をご利用いただけませんので、ご注意ください。 ① 本証明書の発行後、上記補助事業等の対象となくなった場合、 ② 【リ・バース60】耐震改修利子補給制度の利用ができません。また、その旨を取扱金融機関にご連絡ください。 ③ 本証明書の発行後、【リ・バース60】の融資を受けなくなった場合又は【リ・バース60】の融資が不承認となった場合は、速やかに(地方公共団体)までご連絡ください。		

対象となる取扱金融機関が限定されていますので、ご利用に当たっては、機構HPにて確認してください。

【リ・バース60】耐震改修利子補給制度利用対象証明書

(融資申込者名)

 殿

(地方公共団体名)

岩国市長

印

年 月 日に提出された「【リ・バース60】耐震改修利子補給制度利用対象証明書発行申請書」による申請につきまして、次のとおり【リ・バース60】耐震改修利子補給制度の利用対象となることを証明します。

発行日	年 月 日	発行番号	
改修する住宅の 所在地 (地名地番)			
耐震改修工事費	円		
補助事業等名			
連絡事項 (融資申込者向け)	① 本証明書は、【リ・バース60】のご契約時までに取り扱金融機関にご提出ください。ご提出されない場合、【リ・バース60】耐震改修利子補給制度をご利用いただけませんので、ご注意ください。		
連絡事項 (金融機関向け)	② 本証明書の発行後、上記補助事業等の対象となくなった場合、【リ・バース60】耐震改修利子補給制度の利用ができません。お客さまからその旨の連絡があった場合は、速やかに住宅金融支援機構にご連絡ください。 ③ 本証明書の発行後、【リ・バース60】の融資をお客さまが辞退された場合又は【リ・バース60】の融資が不承認となった場合は、その旨の通知を申込者に対して発行いただき、速やかに住宅金融支援機構にご連絡ください。		

金融機関使用欄

受付欄	備考

岩国市住宅・建築物耐震化促進事業変更申請書

年 月 日

（宛先）

岩国市長 様

補助対象事業者 住所
氏名
（電話番号）

年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定を受けた岩国市住宅・建築物耐震化促進事業について、次のとおりその内容を変更したいので申請します。

1 補助年度	年度	
2 補助対象事業の種別	☐ 耐震診断 （ ☐ 共同住宅 ☐ 多数利用建築物 ☐ 緊急輸送道路沿道建築物） ☐ 耐震改修 （ ☐ 木造住宅 ☐ 緊急輸送道路沿道建築物） ☐ 土砂改修 ☐ ブロック塀等除却	
3 変更の内容		
4 変更の理由		
5 当初交付決定額	円	※ 補助金の額の変更を伴わないときは、5 及び 6 の記入は不要です。
6 変更後の交付申請額	円	
7 添付書類	(1) 岩国市住宅・建築物耐震化補助対象事業実施計画書（様式第 2 - 号） (2) 当初申請で提出した添付書類のうち変更箇所に係るもの（変更箇所を明示したもの） (3) その他市長が必要と認める書類 ※ 添付書類が既に提出済みのものと同一であれば、その旨を申し出てください。	

本件責任者氏名
本件担当者氏名
連絡先

様式第 7 号（第 9 条関係）
岩国市住宅・建築物耐震化促進事業費補助金交付変更通知書

第 号
年 月 日

様

岩国市長 印

年 月 日付けで申請のありました岩国市住宅・建築物耐震化促進事業費補助金
について、次のとおり交付決定の内容を変更したので通知します。

1 補 助 年 度	年度
2 補 助 対 象 事業の種別	☐ 耐震診断 （ ☐ 共同住宅 ☐ 多数利用建築物 ☐ 緊急輸送道路沿道建築物） ☐ 耐震改修 （ ☐ 木造住宅 ☐ 緊急輸送道路沿道建築物） ☐ 土砂改修 ☐ ブロック塀等除却
3 変更の内容	
4 変更の理由	
5 補 助 金 の 交付決定額	変更前 円
	変更後 円

様式第 8 号（第10条関係）
岩国市住宅・建築物耐震化促進事業中止届

年 月 日

（宛先）
岩国市長 様

補助対象事業者 住所
氏名
（電話番号）

年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定を受けた岩国市住宅・建築物耐震化促進事業について、次のとおり中止したいので届け出ます。

1 補 助 年 度	年度
2 補 助 対 象 事業の種別	☐ 耐震診断 （ ☐ 共同住宅 ☐ 多数利用建築物 ☐ 緊急輸送道路沿道建築物） ☐ 耐震改修 （ ☐ 木造住宅 ☐ 緊急輸送道路沿道建築物） ☐ 土砂改修 ☐ ブロック塀等除却
3 対 象 住 宅 所 在 地	岩国市
4 中 止 の 年 月 日	年 月 日
5 中止の理由	

本件責任者氏名
本件担当者氏名
連絡先

岩国市住宅・建築物耐震化促進事業完了報告書

年 月 日

（宛先）

岩国市長 様

補助対象事業者 住所
氏名
（電話番号）

年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定を受けた岩国市住宅・建築物耐震化促進事業が完了しましたので、次のとおり報告します。

1 補助年度	年度		
2 補助対象事業の種別	☐ 耐震診断 （ ☐ 共同住宅 ☐ 多数利用建築物 ☐ 緊急輸送道路沿道建築物） ☐ 耐震改修 （ ☐ 木造住宅 ☐ 緊急輸送道路沿道建築物）		
3 着手及び完了年月日	着手	年 月 日	
	完了	年 月 日	
4 補助金対象事業費	円	5 補助金の交付決定額	円
6 耐震改修工事完了の確認 ※ 耐震改修事業のみ記載	補強計画書のとおり適正に耐震改修工事が完了したことを報告します。 ☐木造住宅耐震改修事業 診断方法： ☐一般診断 ☐精密診断 改修後の上部構造評点： 点 ☐緊急輸送道路沿道建築物耐震改修事業 診断方法： ☐既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準 ☐その他（ ） 指 標： $I_s =$ $q =$ （ ）建築士（ ）登録第 号 氏名：		

（裏面へ続く）

7 添 付 書 類	(1) 耐震診断補助金制度 ア 耐震診断に係る契約書の写し イ 耐震診断費の領収書の写し ウ 耐震診断結果報告書 エ 建築士の免許証の写し オ 耐震判定委員会による判定書等の写し (2) 耐震改修補助金制度 ア 耐震改修に係る契約書の写し イ 耐震改修費の領収書の写し及び改修費内訳書 ウ 耐震改修工事の写真（施工前・施工中・完了時）、工事前・後の平面図及び耐震改修工事後の耐震診断結果報告書の写し エ 建築士の免許証の写し
-----------	---

本件責任者氏名

本件担当者氏名

連絡先

様式第 9 - 2 号 (第11条関係)

土砂災害対策改修事業用

岩国市住宅・建築物耐震化促進事業完了報告書

年 月 日

(宛先)
岩国市長 様補助対象事業者 住所
氏名
(電話番号)

年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定を受けた岩国市住宅・建築物耐震化促進事業が完了しましたので、次のとおり報告します。

1 補助年度	年度		
2 着手及び完了年月日	着手 完了	年 月 日 年 月 日	
3 補助金対象事業費	円	4 補助金の交付決定額	円
5 土砂災害対策改修工事完了の確認	改修計画に基づき適正に土砂災害対策改修工事が完了したことを報告します。 工事監理者 () 建築士 () 登録第 号 氏名： 工事施工者 名 称 代表者名		
6 添付書類	(1) 土砂災害対策改修に係る契約書の写し (2) 土砂災害対策改修費の領収書の写し及び改修費内訳書 (3) 土砂災害対策改修工事の写真(施工前・施工中・完了時)、工事前・後の平面図 (4) 建築基準法の規定による検査済証(確認済証の交付を受けた場合に限る。)		

(注) 補助金の交付決定額について、補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金交付決定額から減額して実績報告すること。

 本件責任者氏名 _____
 本件担当者氏名 _____
 連絡先 _____

岩国市住宅・建築物耐震化促進事業完了報告書

年 月 日

（宛先）
岩国市長 様

補助対象事業者 住所
氏名
（電話番号）

年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定を受けた岩国市住宅・建築物耐震化促進事業が完了しましたので、次のとおり報告します。

1 補 助 年 度	年度		
2 着 手 及 び 完 了 年 月 日	着手 完了	年 月 日 年 月 日	
3 補 助 金 対 象 事 業 費	円	4 補 助 金 の 交 付 決 定 額	円
5 除却したブロック塀 等 の 処 分 先			
6 添 付 書 類	(1) ブロック塀等除却工事費の領収書の写し (2) ブロック塀等除却工事の施工前、施工中、工事完了後の写真 （補助事業実施箇所の全景が分かるもの） (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類		

本件責任者氏名
本件担当者氏名
連絡先

様式第10号（第11条関係）
岩国市住宅・建築物耐震化促進事業費補助金確定通知書

第 号
年 月 日

様

岩国市長 国

年 月 日付けで報告のありました岩国市住宅・建築物耐震化促進事業については、次のとおり補助金の額を確定したので通知します。

1 補助年度	年度	2 補助金の 交付確定額	円
3 補助対象 事業の種別	☐ 耐震診断 (☐ 共同住宅 ☐ 多数利用建築物 ☐ 緊急輸送道路沿道建築物) ☐ 耐震改修 (☐ 木造住宅 ☐ 緊急輸送道路沿道建築物) ☐ 土砂改修 ☐ ブロック塀等除却		
4 補助対象 事業費	円		
5 補助金の 交付決定額	円	補助金交付決定(変更)通知書 第 号 年 月 日	
6 交付確定額 と交付決定 額との差額	円 (交付確定額－交付決定額)		
7 備考			

様式第11号（第12条関係）
岩国市住宅・建築物耐震化促進事業費補助金交付請求書

年 月 日

（宛先）
岩国市長 様

補助対象事業者 住所
氏名
（電話番号）

岩国市住宅・建築物耐震化促進事業費補助金の交付を受けたいので、次のとおり請求します。

1 補 助 年 度	年 度	2 補助金請求額	円
3 補 助 対 象 事業の種別	☐ 耐震診断 （ ☐ 共同住宅 ☐ 多数利用建築物 ☐ 緊急輸送道路沿道建築物） ☐ 耐震改修 （ ☐ 木造住宅 ☐ 緊急輸送道路沿道建築物） ☐ 土砂改修 ☐ ブロック塀等除却		
4 補 助 金 の 交付決定額	円	補助金交付決定（変更）通知書 第 年 月 日 号	
5 補 助 金 の 交付確定額	円	補助金確定通知書 第 年 月 日 号	
6 振 込 先 金融機関等	金 融 機 関 名	銀行 金庫 店 農協	
	口 座 番 号	普通 ・ 当座 番号	
	口 座 名 義	（フリガナ）	
7 備 考			

本件責任者氏名
本件担当者氏名
連絡先

様式第12号（第13条関係）
岩国市住宅・建築物耐震化促進事業費補助金交付決定取消通知書

第 号
年 月 日

様

岩国市長 印

年 月 日付けで交付決定（変更）・確定しました岩国市住宅・建築物耐震化促進事業費補助金については、次のとおり交付決定の取消しをしたので通知します。

1 補 助 年 度	年度
2 補 助 対 象 事業の種別	☐ 耐震診断 （ ☐ 共同住宅 ☐ 多数利用建築物 ☐ 緊急輸送道路沿道建築物） ☐ 耐震改修 （ ☐ 木造住宅 ☐ 緊急輸送道路沿道建築物） ☐ 土砂改修 ☐ ブロック塀等除却
3 取 消 し の 理 由	
4 交付決定額 又 は 交付確定額	円
5 取 消 額	円

様式第13号（第13条関係）
岩国市住宅・建築物耐震化促進事業費補助金返還命令書

第 号
年 月 日

様

岩国市長 印

年 月 日付けで交付した岩国市住宅・建築物耐震化促進事業費補助金については、次のとおり補助金の返還を命じます。

1 補助年度	年度	
2 補助対象事業の種別	☐ 耐震診断 (☐ 共同住宅 ☐ 多数利用建築物 ☐ 緊急輸送道路沿道建築物) ☐ 耐震改修 (☐ 木造住宅 ☐ 緊急輸送道路沿道建築物) ☐ 土砂改修 ☐ ブロック塀等除却	
3 返還命令額	円	
4 返還期限	年 月 日 ()	
5 補助金 既交付額	円	年 月 日 交付